



第2回 そもそも人権とは？

学習日： 月 日()

クラス() 番号() 名前()

《回答欄1》 アクティビティ【手順】① 宇宙人が地球を旅しながら、何か生き物に出会うたびに、それが「人間」かどうか判断できるように、どのような情報を提供しますか？ グループで話し合い、3分間で20項目あげてください。

《回答欄2》 アクティビティ【手順】② ①であげたことのうち、ほかの生き物とも共通しているもの・すべての人間には当てはまるとは限らないもの(当てはまらない人がいるもの)をそれぞれ除くと、何が残るでしょうか？

《回答欄3》 自分のもっている権利をたしかめる① どの権利が守られているだろうか。



第2回 そもそも人権とは？

《回答欄4》自分のもっている権利をたしかめる② 守られていないと思う権利があれば記入しよう。

《回答欄5》自分のもっている権利をたしかめる③ 権利が守られていないと感じるとき、どうすれば自分の権利を守られた状態にすることができるだろうか。

《回答欄6》自分のもっている権利をたしかめる④ 第1回のアクティビティで扱った「困った状況」と関係のある条文をあげてみよう。また、その条文(権利)を実行に移す責任があるのは誰だろうか。



第2回 そもそも人権とは？

わたしたちの世界人権宣言

第1条	みんな自由・みんな平等	自由平等
第2条	差別はやめよう	権利と自由の享有に関する無差別待遇
第3条	自由に安心して暮らしたい	生存、自由、身体の安全
第4条	どれいはイヤ	奴隷の禁止
第5条	ごうもんはダメ	非人道的な待遇又は刑罰の禁止
第6条	人として認められる権利	法の下に人としての承認
第7条	法の下での平等	法の下における平等
第8条	裁判を受ける権利	基本的権利の侵害に対する救済
第9条	理由のない逮捕はない	逮捕、拘禁又は追放の制限
第10条	公平・公正な裁判	裁判所の公正な審理
第11条	逮捕＝有罪ではない	無罪の推定、罪刑法定主義
第12条	プライバシーは守ってほしい	私生活、名誉、信用の保護
第13条	自由に行き来したい	移転と居住
第14条	迫害から逃れよう	迫害
第15条	国籍は国の一員である資格	国籍
第16条	結婚をきめるのは本人たち	婚姻と家庭
第17条	財産をもちたい	財産
第18条	好きなことを考えたい	思想、良心、宗教
第19条	自分の意見を言いたい	意見、発表
第20条	好きな集まりを開きたい	集会、結社
第21条	政治に参加したい	参政権
第22条	人間らしく生きたい	社会保障
第23条	好きな仕事がしたい	労働の権利
第24条	おもいっきり休もう	休憩、余暇
第25条	幸せに暮らしたい	生活の保障
第26条	好きなことを勉強したい	教育
第27条	文化的な暮らしとは	文化
第28条	権利と自由を実現しよう	社会的国際的秩序
第29条	みんなでももろう	社会に対する義務
第30条	悪用はダメ	権利と自由に対する破壊的行動

大阪府府民文化部人権局 <http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/work/declaration.html>



第2回 そもそも人権とは？

学習日： 月 日()

クラス() 番号() 名前()

《回答欄7》発展学習① 人権条約にはどんなものがあるか、調べてみましょう（5つ以上）。

《回答欄8》発展学習② わざわざそれらがつくられた理由について、考えてみましょう。